

議案第91号

鹿児島県地方警察職員の特殊勤務手当支給に関する条例の一部を改正する条例制定
の件

鹿児島県地方警察職員の特殊勤務手当支給に関する条例の一部を改正する条例を次のように
制定する。

令和6年9月提出

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県地方警察職員の特殊勤務手当支給に関する条例の一部を改正する条例

鹿児島県地方警察職員の特殊勤務手当支給に関する条例（昭和35年鹿児島県条例第47号）の
一部を次のように改正する。

第28条第3項中「前項の」を「前2項の」に、「前項に」を「第2項に」に改め、同項を同
条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

- 3 前項の規定にかかわらず、日没から日の出までの間において第1項第1号に掲げる作業に
従事した職員に支給する災害応急作業等手当の額は、前項に定める額にその100分の50に相
当する額の範囲内の額を加算した額とする。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の鹿児島県地方警察職員の特殊勤務手当支給に
関する条例（次項において「改正後の条例」という。）の規定は、令和6年4月1日から適用
する。

（特殊勤務手当の内払）

- 2 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の鹿児島県地方警察職員の特殊勤
務手当支給に関する条例の規定に基づいて支給された特殊勤務手当は、改正後の条例の規定
による特殊勤務手当の内払とみなす。

（委任）

- 3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、警察本部長が人事委員会
と協議して定める。

（提案理由）

人事院規則の改正に準じ、災害応急作業等手当の額を改定するため、所要の改正をしようと
するものである。